

室内空気質配慮住宅認証制度(WELL・AIR5)の概要

項目		内容	備考
対象住宅		戸建住宅、購入マンション、集合住宅	リフォーム物件は個別相談
認証制度利用価格 (企業内健康住宅スペシャリスト)		75,000円/件 (60,000円/件)	戸建住宅は1棟、購入マンションは1戸単位で各2室測定、集合住宅は1棟当たり2戸測定価格
認証対象住宅		住宅品確法・住宅性能表示制度 6-1の等級3、6-2、6-3の取得又は施工住宅	
測定対象化学物質		住宅品確法で定められた特定測定物質 5物質(ホルムアルデヒド、トルエン、 キシレン、エチルベンゼン、スチレン)	
測定方式		HPLC法	厚生労働省指定精密法
測定(空気採取)手法		吸着剤(サンプラー)吊り下げによる24時間採取(パッシブ法)	厚生労働省の定める手順
測定時条件及びタイムスケジュール		建物竣工後で入居前、家具なしで測定、 室温は自然室温 タイムスケジュールは窓開け換気30分、外部 開口部全閉鎖5時間後に空気採取24時間	24時間換気は常時運転
測定者		健康住宅スペシャリスト・室内空気質診断士 (KJK認定資格者)	測定後に室内空気採取誓約書を提出
空気採取サンプラー分析及び結果報告者		協会指定分析機関(計量証明登録事業所)	
測定対象室(在室時間や日照時間が長い部屋を選定)	戸建住宅又は購入マンション	最上階居室と階下居室の2室測定(子供室必須)	認証申込者の希望により部屋の追加は可能
	集合住宅	最上階南西居室と階下居室の2戸測定	
住宅施工又は販売会社		測定時平均室温20℃未満→20℃に補正、20℃以上→補正無	厚労省基準の補正温度に準拠
申込から施主(購入者)への報告までの流れ		①指定分析機関から標準3週間で申込者または施工者及び協会に分析結果報告書が送付される ②協会から特認委員に診断所見書の作成を依頼 ③測定者(健康住宅スペシャリスト)が採取誓約書・報告書、配慮事項説明書を作成 ④協会が室内空気質配慮住宅認定証を発行 ⑤測定者(健康住宅スペシャリスト兼アドバイザー・KJK認定資格者)が施主(購入者)を訪問して認定書類を説明・報告し認証制度適合住宅シールと共に手渡し	認証制度書類一式は協会がまとめて測定者に送付